

# VIII 不良債権の回収と責任追及

**Q90** 貯金保険機構は、破綻した農水産業協同組合の不良債権をどのように回収しているのですか。

- Ans.**
- ① 貯金保険機構は、(株)整理回収機構（Q91を参照してください）と系統債権管理回収機構(株)（Q92を参照してください）に破綻した農水産業協同組合の不良債権の買取りとその回収を委託しています。
  - ② その際、(株)整理回収機構、系統債権管理回収機構(株)との間でそれぞれ回収業務に関する協定を締結して、不良債権の回収を支援するための幅広い指導及び助言を行うことができるとされています。

**Q91** 貯金保険機構からの委託を受けて、実際に不良債権回収を行っている(株)整理回収機構とはどのような組織なのですか。

- Ans.**
- ① (株)整理回収機構は、住宅金融専門会社（いわゆる旧住専）7社の破綻処理を目的として設立された(株)住宅金融債権管理機構と金融機関の破綻処理を担ってきた(株)整理回収銀行とが平成11年4月に合併し、預金保険機構による100%出資（資本金2,120億円）の子会社として発足しました。
  - ② 事業内容は、①旧住専7社から譲り受けた債権の回収、②破綻金融機関からの不良債権等の買取り・回収、③健全金融機関等からの不良債権の買取り・回収、④金融機関の資本増強のための株式等の引受け等を行うことなどです。  
なお、これらの業務を強力に進めるため、平成11年6月にサービサー免許、平成13年8月に信託兼営業業務の認可をそれぞれ取得しています。
  - ③ また、平成13年度以降の政府の方針等を踏まえ、再生可能性がある債務者企業に対してはきめ細かく対応し、企業再生を図ることで回収の極大化を図っています。

I 貯金等の保護の範囲の概要

II 貯金保険制度のあらまし

III 貯金者データの整備

IV 破綻時の付保貯金の取扱い

V 破綻時に保険金の支払対象とならない貯金等の取扱い

VI 破綻処理

VII 金融危機への対応

VIII 不良債権の回収と責任追及